

行政区	調査対象地域	予定調査期間	漏水調査会社	問合せ先
中央区	該当なし	8月16日(金) ～ 12月13日(金)	新潟市管工事業協同組合 ☎(025)267-1865	中央工事事務所 維持係 0120-411-002 または ☎(025)266-9311(代)
東区	該当なし			
西区	大野、亀貝、坂井、坂井1～3丁目、坂井砂山1～4丁目、坂井東1～6丁目、山田、寺尾			
	寺尾上3～6丁目、寺尾前通1～3丁目、寺尾朝日通、寺尾東1～3丁目、小新、小新5丁目、			
	小新西1～3丁目、小新大通1～2丁目、小新南1～2丁目、小針5・8丁目、小針が丘、小針西1丁目			
	小針藤山、小針南、小針南台、新通、新通南1～2丁目、須賀、西小針台1丁目、善久、鳥原、 的場流通1～2丁目、立仏、流通1～3丁目、流通センター1～6丁目			
秋葉区	該当なし	/	/	秋葉工事事務所 維持係 0120-411-002 または ☎(025)266-9311(代)
江南区	該当なし			
南区	該当なし			
北区	該当なし	/	/	北工事事務所 維持グループ 0120-411-002 または ☎(025)266-9311(代)
西蒲区	該当なし			
		/	/	西蒲工事事務所 維持グループ 0120-411-002 または ☎(025)266-9311(代)

※ 漏水調査ブロック単位で調査を行っている為、住所が上記町内であっても調査対象外の場合があります。

※ 漏水調査の進み方によっては予定調査期間は前後する場合があります。